

#### 4. 事件との関連から見た空間構成の問題点

##### (1) 第1事件発生地点＝S子さん殺害事件現場の空間的問題点

###### ア. 通学路の幅員の狭さ（回避行動の制限＝Point1）

通学路の幅員は先に述べた様におよそ3m程でしかなく、不審者の急な接近に対し回避行動を取る空間的余裕が無かったことが事件発生に寄与したと考えられる（写真3）。また、通学路の両脇には、側溝が施設され、回避行動は、さらに困難化するようになっていた。

しかも、凶行の発生地点を詳細に眺めると電信柱の前で行われており、電信柱が通学路に張り出している分だけ通学路は狭くなり、被害者の回避行動は、より制約されたものとなつた、と見られる。



写真3 前方左脇の電信柱前路上で事件は起つた。

被害者が回避できるだけの道路幅に広げる、あるいは狭くとも歩車道の分離を進める必要があった。また、電信柱の設置位置も、本件事件だけに限らず、他の事故等の予防をも視野に入れながら、隣接した団地街との打ち合せで、より通学路に余裕を持たせる位置に配置する必要の在つたことがうかがえる。

たとえば、加害少年は、後の第2事件現場でも2m強程の歩道を選

択して犯行を実行している。この一帯の地区では2～3m幅の歩道しかないのではないかということも考えられるものの、少なくとも幅3mほどの歩道では、不審者の接近を被害者は回避できない、ということは指摘しておかねばならない。

#### イ. 通学路片側の斜面による壁の形勢（回避行動の制限＝Point 2）

小学校側からみて左手側（以下、左手側）に注目する。

先に述べた様に、本通学路は山（丘）を縦に掘削する様にして造成されている。そのため、小学校側から見て左側が伸し上がる様に壁上の段差を形勢している。そのため、不審者の急な接近に対し、この左側に回避行動を取る空間的余裕が無かった（駆け上がらねばならない）ことが事件発生に寄与したと考えられる（写真4）。

また、この斜面状の段差には、事件当時、現在よりもさらに雑草が繁茂し、そのことも回避行動をより困難なものにしている（写真5）。写真にみる雑草は、半年前に事件再発防止のために草刈りが住民によってなされた後のものである。雑草は半年でこれだけ繁茂するということと、住民の間の事件に対する意識の風化が進行しているということを、この繁茂の中に見ることができる。



写真4　写真の右側。事件当時は、もっと茂っていた。